



長野県訓令第14号

本庁内部部局  
現地機関

副知事の担当事務に関する規程（平成23年長野県訓令第2号）は、平成26年9月13日限り、廃止します。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

行政改革課